

神戸市灘区役所タッチパネル式庁舎案内モニター等設置業務仕様書

1. 募集内容

- (1) 業務名称 神戸市灘区役所タッチパネル式庁舎案内モニター等設置業務
- (2) 設置場所 神戸市灘区桜口町4丁目1-1 灘区役所内別紙図面のとおりに
- (3) 業務内容 神戸市灘区役所タッチパネル式庁舎案内モニター等を設置するとともに、民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。
- (4) 設置期間 2025年4月1日から2030年3月31日まで
- (5) 契約方法 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付とし、市有財産賃貸借契約を締結する。
- (6) 貸付料 最低募集価格(非公表)以上で、応募申込時に提出された価格提案書の額(年額)とし、消費税及び地方消費税を含んだものとする。なお、電気使用料は含まない。
- (7) 設備本体(タッチパネル式庁舎案内・広告枠、2階に1機設置)
 - ① 横1,900mm、高さ2,100mm、厚さ700mm程度の大きさに設置すること。
 - ② ボンデ鋼板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
 - ③ 55インチ程度のタッチパネル式ディスプレイ2台を設けること。
 - ④ 設備本体は可動式とし、ストッパーを設けるなど本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように入念な転倒防止対策を施すこと。万一事故が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
 - ⑤ 周囲と調和の取れた色合いにすること。
- (8) 設備本体(行事案内表示モニター、1階・2階に1機ずつ設置)
 - ① 横700mm、高さ1,500mm、厚さ500mm程度の大きさに設置すること。
 - ② モニター表示内容は1階と2階で同じ内容を表示できるようにすること。
 - ③ 49インチ程度の液晶ディスプレイ2台を設けること。
 - ④ 設備本体は可動式とし、ストッパーを設けるなど本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように入念な転倒防止対策を施すこと。万一事故が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
 - ⑤ 周囲と調和の取れた色合いにすること。
 - ⑥ 行事案内表示モニターの仕様については、下記のとおりとする。
 - (ア) 開催時間、行事内容、場所等を各5枠以上表示し、日々の表示内容を1週間以上の単

位でプログラムにより自動更新管理でき、かつ本市において随時更新可能なもの。なお、更新に必要な機器については設置事業者が準備すること。

(イ) 表示方法については、本市が指定するエクセルファイルを変換し、表示、編集できる様式とすること。

(ウ) その他詳細については、本市と協議の上で決定すること。

(9) 設備本体（壁掛式行政情報表示モニター、1階に1機設置）

① 49インチ程度の液晶ディスプレイを1台、別紙設置場所の柱面に、本市と協議の上で適切な高さに設置すること。

② 来庁者に危険が及ばないように入念な落下防止対策を施すこと。万一事故が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

③ 周囲と調和の取れた色合いにすること。

④ 行政情報表示モニターの仕様については、下記のとおりとする。

(ア) 容易に職員が表示内容を更新できるもの。更新に必要な機器については、設置事業者が準備すること。

(イ) 本市が指定する情報等を動画及び静止画にて表示でき、必要に応じて秒単位での表示内容の切り替えや、テレビ放送やホームページ等の表示にも対応できるなど、動画表示ができるもの。

(ウ) その他詳細については、本市と協議の上で決定すること。

(10) タッチパネル式庁舎案内

① 本体内に収まり、縦 1,400mm、横 700 mm 程度の大きさに作成すること。

② 灘区庁舎内の各窓口について、来庁者が課名や来庁目的から担当窓口とその所在を検索できることを目的とする。

③ 庁舎案内システムに掲載する情報及び構成、ページ数等については、本市と協議の上で決定すること。

④ 色覚障がい者に配慮した配色等であるなどバリアフリーデザインとすること。

⑤ 多言語表記に対応できること。

⑥ 組織の名称変更等に対応するため、設置事業者から本市に対して毎年3月に表示内容の確認を行い、翌年度当初から新しい名称で表示ができるように更新するものとする。

⑦ その他詳細については、本市と協議の上で決定すること。

(11) 広告枠

① 本体内に収まり、縦 1,400mm、横 700 mm 程度の大きさに作成すること。

② 広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。

③ 本体内に収まる大きさに作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

④ 広告枠のうち10%を超えない範囲で、行政情報を表示できる仕様とする。

⑤ 緊急時等には、当区のホームページに切り替わり表示できる仕様とする。

(12) その他

- ① 制作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。
- ② 破損・汚損や広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。
- ③ 設置事業者は、広告主の募集、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこと。
- ④ 広告枠の掲載については、広告主が決定する前に、広告の見本、神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書及び神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書を担当者へ提出し、本市の承認を得ること。
- ⑤ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、神戸市が推奨するものではありません。」等、注記の表示を施すこと。
- ⑥ 広告掲載の非表示又は停止措置等制限を行う場合は、別途協議する。
- ⑦ 故障及び広告等への問い合わせ並びに苦情に備え、「広告に関する問い合わせ先（取扱い事業者及び電話番号）」の表示を施し、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑧ 各メンテナンス作業については、閉庁時間帯に実施すること。ただし、緊急を要する場合等、本市が特に指示した場合はこの限りでない。

2. 支払い条件

本市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を支払うこと。支払われた貸付料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。また、電気使用料については、別途消費電力等に応じ算出した額を納めること。

3. 保証金

上記1（5）による市有財産賃貸借契約から生ずる債務を担保するため、設置事業者は賃料6か月分に相当する額を保証金として速やかに納付すること。

4. 違約金

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料の12ヶ月分相当の違約金を請求する。

5. 契約解除

用途指定違反、賃料の6か月以上の延滞、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合には、直ちに契約を解除する。また、設置事業者の都合による契約解除については、4か月前まで書面より市に申し出ること。なお、設備の撤去に費用が発生する場合については、別途撤去費を請求することとする。

6. 費用償還請求権の放棄

設置事業者が投じた必要費及び有益費があっても、市に請求できないものとする。

7. その他

- (1) この仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱等に定めるところによるものとする。
- (2) 神戸市及び区役所の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。